

尾張旭市AED（自動体外式除細動器）管理支援要領

（総則）

第1条 この要領は、平成21年4月24日付け21消保第523号で愛知県防災局長から通知された「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」に基づき、AEDの管理支援に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 管理支援とは、AEDを適切に管理するための情報を提供し、必要な事項を支援することをいう。

（対象）

第3条 管理支援の対象は、尾張旭市AED（自動体外式除細動器）設置施設登録要綱（以下、「登録要綱」という。）に登録された施設（以下「登録施設」という。）とする。

（管理支援）

第4条 登録施設を管理支援するために必要な事項及び内容は、以下に掲げるものとする。

- (1) 公共の登録施設における登録要綱第5条に定める台帳の管理
- (2) リコール等の情報提供
- (3) AEDの日常点検等の励行

（委任）

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は消防長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。